

訓令番号

訓令名

訓令第6号

さいたま市法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

【平成30年4月20日公布 所管課：法務・コンプライアンス
課】

さいたま市訓令第6号

さいたま市法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

さいたま市法規審査委員会規程（平成13年さいたま市訓令第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 委員会は、委員長及び委員 <u>8人</u> 以内をもって組織する。 2 [略] 3 委員は、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、都市局長、副教育長、総合政策監、 <u>総務局総務部長及び財政局財政部長</u> をもって充てる。	(組織) 第3条 委員会は、委員長及び委員 <u>7人</u> 以内をもって組織する。 2 [略] 3 委員は、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、都市局長、副教育長、総合政策監及び <u>総務局総務部長</u> をもって充てる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。